

沖縄県社会福祉協議会ウェブサイト運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設するウェブサイトの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 本会ウェブサイトにおいて提供する情報は、公益に資することを基本とする。そのため、本会の事業等の情報を概括的に提供し、情報の正確性、的確性、迅速性に留意し、またプライバシーの配慮に努めるものとする。

(運営管理体制)

第3条 本会ウェブサイトを適正に管理し、かつ、円滑に運用するため、ウェブサイト管理責任者(以下「管理者」という。)を置く。

- 2 管理責任者は、事務局長をもって充てる。
- 3 ウェブサイトを所管する部署は総務企画部とする。

(ホームページ掲載内容)

第4条 本会が所有する情報の中から次に掲げる項目を基本としてホームページを作成し、その他の事項については、必要に応じて充実を図るものとする。

- (1) 法人情報
- (2) 本会の運営する事業の概要
- (3) 本会の実施する研修会・セミナー・イベント等の周知案内
- (4) 本会の作成・発行した印刷物の概要等
- (5) 福祉に関する情報提供
- (6) 福祉に関する情報交換
- (7) 有料広告
- (8) その他

(情報の作成及び更新)

第5条 情報の作成及び更新については、次のとおりとする。

- (1) 前条に掲げる情報の作成及び更新、削除等については、当該事業の担当者が原稿を作成の上起案し、担当部署長及び事務局長の決裁を得て行うものとする。
- (2) お知らせ掲示板については、本県における福祉の情報をホームページ利用者が情報交換できる場として運用する。ただし、以下の書込み情報については、管理

者により削除することとする。

- ① 私的な連絡事項に関すること
- ② 政治思想や宗教の普及を目的とするもの
- ③ 個人情報に関するもの
- ④ 特定できる人物、機関の誹謗中傷を目的とするもの
- ⑤ 営利を目的とするもの
- ⑥ その他、掲示板の目的を著しく逸脱するもの

(問合せメールへの対応)

第6条 本会ホームページに送られてきた本会への質問等に対しては、総務企画部より質問の内容に関連する部署の担当者へメールを転送するものとする。メールの転送を受けた担当者は、部署長の承諾を得て、速やかに回答するものとする。

(有料広告)

第7条 本会ホームページに有料広告の掲載枠（バナー広告）を設ける。バナー広告の募集及び料金等の詳細については、別表において定める。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月17日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年12月24日から施行する。